

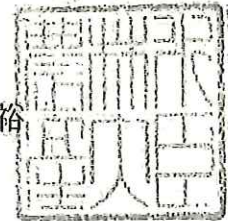
27消安第3647号

平成27年10月7日

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 森山 裕



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第3項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条第9項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品の承認事項の一部変更（対象動物に豚を追加）の承認に当たり、当該動物用医薬品が豚に投与された場合に選択される薬剤耐性菌

硫酸セフキノムを有効成分とする牛及び豚の注射剤（コバクタン／セファガード）

